

第3章

法人税法上の取扱いを中心に整理 子会社・取引先の事業再生を 支援する場合の留意点

【この章のエッセンス】

●親会社の立場で子会社や取引先の支援を行う場合の支援方法には、商取引上の支援と金融的な支援がある。

●とりわけ財務的・金融的な支援を行う場合には税務上、債権放棄損やDESによる債権消滅損の支援額が寄附金認定されないよう留意が必要である。そのための要件は第2章におけるポイントとあわせて理解しておきたい。

本章では、子会社や取引先(仕入先、販売先等)の事業再生のため、資金的・財務的な支援を実施する場合の留意点につき説明したい。

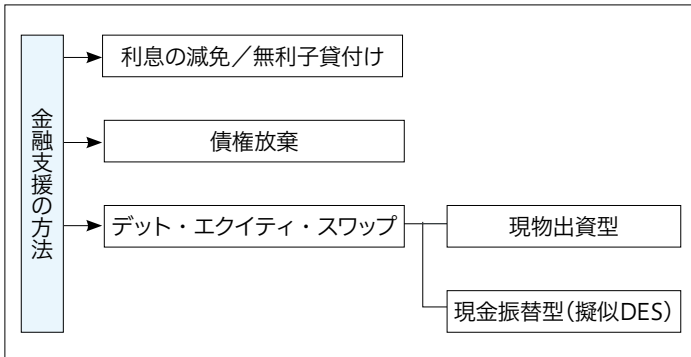
子会社支援

今回のような有事の際には、親会社として子会社に対して資金繰り支援を実施することになると思われるが、まずは仕入代金支払いサイトの延長や売上債権の回収期日の延長など商取引をベースとした運転資金の支援が考えられる。しかしながら、これだけではしのげない場合には金銭消費貸借契約に基づく金銭の貸付を行うことがある。

金銭消費貸借契約に基づく貸付けであれば利息を徴収する必要があり、さらに踏み込んだ支援を行うとすると利息の減免や無利子貸付け等が考えられる。有事が終了したタイミングで今度は貸付金の回収が必要となってくるが、中長期を見通しても全額回収が難しい場合には、事業

継続を前提として回収が困難となる額の債権放棄または債権を株式に振り替えるデット・エクイティ・スワップ(DES)、増資による支援が考えられる。いずれも子会社の資本充実

(図表16) 子会社・取引先の金融支援の方法



(出所) 筆者作成

を図る施策であり、図表16のような踏み込んだ金融支援を行う場合、債権者側としては金融支援を行う合理性が求められる。この合理性がないと債権放棄損またはDESによる債権消滅損が税務上寄附金認定され、損金算入できないリスクがあるので注意が必要である。

税務上、これら損失が寄附金認定されないためには合理的な再建計画が必要であり、その要件は、第2章に記述した実抜計画に類似しているものである。具体的には、法人税基本通達9-6-1、9-4-1、9-4-2に記載のとおりであり、9-4-1または9-4-2の要件に該当するか否かの具体的な判断基準は国税庁タックスアンサーNo.5280に示されている(図表17参照)。

現物出資型DESを子会社に対して実行する場合の留意点としては、債権者(親会社)と債務者(子会社)が100%のグループ関係にあるか否かで税務上の取扱いが異なる。100%のグループ関係にある場合には適格現物出資、ない場合には非適格現物出資となり、前者の場合には、直前の債権の帳簿価額での株式取得となり損失は発生しないが、後者の場合には債権の時価評価が必要